

file
B52

Contents NOMOS No 2 1991

Foreword : On a Letter of Korekata Kojima Katsumi Yamakawa (1)

Symposium

The 4th Symposium : Evaluation of Electoral Systems	
Evaluation of Electoral Systems and Political Party Systems	... Mitsutoshi Ito (8)
Questions of Electoral Fairness Bernard Grofman (19)
	translated by Kyoji Wakata
Comment Ichiro Miyake (24)
 Toshimasa Moriawaki (25)
Q & A (27)

The 5th Symposium : Social Science and Computer Utility	
Research Work on Social Science with the Aid of Personal Computer Susumu Yoshinobu (35)
Uses of Simulation Models in Teaching Social Science	... Keisuke Yamamoto (58)
A Reflection of Business Education towards Information Network Society Takayoshi Okabe (74)
Q & A (85)

Seminar on Contemporary Law

The 2nd Seminar on Contemporary Law : On the Problems in the Act of Land and House Lease	
Critical Examination on the Period and Renewal of Lease in the Revisions of the Land Lease Act and House Lease Act	
— From the Viewpoint of Fair Rent — Toshio Tsukioka (89)
On the Succession of the Right of Lease Takeshi Kokubu (103)
Q & A (125)

The 3rd Seminar on Contemporary Law : Problems of Japan's Land Policy	
Legal Control for Detering the Japan's High Land Prices and its Problems Toshio Ikeda (134)
The Current Situation of Land Price Problems in Osaka Prefecture and Tasks for Solving Them Tetsuo Yasura (153)
Comment Tadaichi Ueda (167)
Q & A (171)

Open Lecture

The 3rd Open Lecture	
Legal Order in Japan	Takao Tanase (179)
Q & A	(186)

The 4th Open Lecture

On the Statute for a European Company	<i>Masashi Yamato</i> (192)
Q & A	(204)

Special Study Meeting

The 2nd Special Study Meeting
Probleme der Wiedervereinigung Deutschlands *Hans Joachim Hirsch* (209)
translated by *Keiichi Yamanaka*
Q & A (216)

The 3rd Special Study Meeting

Realignment of American Party System	Richard G. Niemi (222)
	translated by Kyoji Wakata
Q & A	(234)

The 4th Special Study Meeting

Strafrechtlicher Schutz des Embryos	<i>Albin Eser</i> (239)
Q & A	(247)
Strafrechtsangleichung im wiedervereinigten Deutschland	<i>Albin Eser</i> (250)
Q & A	(264)

General Study Meeting

The 3rd Study Meeting
EC 1992 *Tadashi Murai* (275)
Merits and Demerits of Jury System *Akira Morii* (294)

Study Notes

Die analytische Rhetorik von Professor Dr. Ballweg	<i>Hiroyuki Fukutaki</i> (315)
Une note sur l'avant-projet de loi français relatif à la fiducie	<i>Shinichiro Hayakawa</i> (319)
Mammut und Hakenkreuz — Nazi in Oberbayern —	<i>Ken Takeshita</i> (322)

Provisions of the Institute

Members and Staff of the Institute..... (329)

ノモス No. 2

発行日 平成 3年 12月 20日

発行所 関西大学法学研究所
大阪府吹田市山手町

編集・発行者 山川雄巳

印刷者 ナニワ印刷株式会社
大阪市北区天満1-9-19

今回の答申の基本は、や
效代表制を主調にしてい
ます。委員長の報告にあり
ら日本が難局に向かうに
しろ大事だということが
の場合、あまりにも少數
といけないから比例代表
いう、そういう議論だと
審議会に対する一つの解
党、あるいは政府の立場
在だと、そういう解釈が

の答申に対する一番素直
ぽい解釈であり、これが
いうように私は勘織って
ど申しましたように、2
くるということはなかなか
小選挙区制度における
在の与党が勝ちますか
疲れてしまってほんとう
う。その先を考えると、
二つに分かれるかという
まんやりと描けるわけで

まり解釈が酷ですので、
り善意な解釈です。あの
はり日本の現状について
いて何とかしないといけ
ままででは与党は直そう
一応は与党が受け入れられ
けれども、その案には超
なにかあったらこれま
退するぞと。その実験
と。ですから、善意で
つまり政権交代をよく
やりたい、賭けに出た
つ目の解釈であります。
賭けであって、政治的
なナイーブじゃないのか
をよくしようと思って善
して、誠心誠意議論をつ
てああいう答申を出し
政治はこれ以上悪くなり
がったかもしれない

ん。一党優位制を強化することに終るのは善意
の委員の意図に反することでしょう。私の危惧
であればよいのですが。

私が少しおかしいなと思いますのは、かつて
小選挙区制案が2度出されたことがあります。
そのときは世論も野党も、そしてマスメディア
そなへども反対して2度とも失敗したわけです
が、今回はそれがすごく少ない。結局、日本は
ずいぶん安定してきて、与野党の対立もなくな
ってきたので、これ以上政治がどうなるかと思
くことはないだろうと、買い破りといいま
すか、変化というのはすべていいほうに動くは
ずだという見方がその背後には感じられます。

今回の答申は、今まで検討していたことか
ら見ますと、いろいろな意味でたとえば選挙制
度と政党政治の因果関係から申しましても理論
的にあまり深くないし、バイアスがありそうです。
イギリスの経験がそのまま日本で妥当する
かのような議論がされているようなことがあつ
て、私自身はそれに対して議論がないことにつ
いての不審といいますか、怪訝な感じをもつて
いるところです。それについての皆さんご意見
をお聞かせいただきたいと思います。

どうもご静聴ありがとうございました。

若田 それではいまの伊藤先生のご報告に關
してですが、すでに伊藤先生のレジュメを見て
て、グロフマン先生は山川先生とディスカッショ
ンなさいまして、伊藤先生のご意見に關して
はほとんどグロフマン先生のほうでも理解され
て、しかもかなりの部分賛成だったそうです。
したがって、皆さんには全然必要のないことな
のですが、この席でいまの伊藤先生のご報告を
グロフマン先生のために、10分ぐらいで非常に
簡単に要約だけしておきたいと思いますのでご
了承願います。

司会 それではグロフマン先生お願ひいたし
ます。

選挙における公正さの問題

バーナード・グロフマン

まず最初に、この関西大学にお招きいただき、こういうシンポジウムに出席する機会を与

えていただきましたことに深く感謝いたします。

それから、もう一つ私の勤めておりますカリ
フォルニア大学アーバイン校の教授でおられますデヴィッド・イーストン教授及びハリー・エク
スタン教授からのごあいさつをお伝えしたいと思
います。

同時にまた伊藤先生にもお礼申しあげたい。
とくに、伊藤先生が私の理論、あるいは私の意
見について、非常に好意的なコメントをしてく
ださったことに対してお礼を申しあげたいと思
います。

伊藤先生と私の間には、非常にたくさんの共
通点がございます。とくに、選挙制度改革に関
しましては、どういう問題を探っていくかとい
う点に関しては、ほとんど完全に一致するとい
ってもいいかと思います。とくにいまの伊藤
先生のご発言の中での小選挙区制の賛成者と反
対者の意見、それから比例代表制の賛成者と反
対者の意見としてお述べになりましたいくつか
の点に関しましては、私はまったく同意見であ
るということを言っておきたいと思います。

また、伊藤先生がいまおっしゃいました日本
の中選挙区制というものが、小選挙区制といわ
ゆる比例代表制の中間的な特徴をもっていると
いう点につきましても、私はまったく同感である
と言いたいと思います。また伊藤先生がどの
ような選挙制度がわれわれにとって一番いい選
挙制度かということは非常に難しいと言われた
点に関しましても、私はまったく同意見であります。

また、伊藤先生が、日本の中選挙区制とい
う選挙制度が自民党の1党独裁とか、金権政治を
生んでいるということは言えないとおっしゃっ
たことに関しましては、伊藤先生のほうが日本
の政治をよくご存じですから、その判断に賛意
を表したいと思います。私が日本以外の比較政
治学的な見地から言えますことは、日本以外の
いろんな国々はいろんな選挙制度を持っている
わけですが、そういう国におきましても、やはり
1党独裁とか金権政治ということが現実にあ
りこちで起こっているということであります。

私と伊藤先生の間に非常にたくさんの共通点
があるという点に関しまして、もう少し述べて

みたいと思います。私と伊藤先生を女性に例えますと、2人の非常にきれいな女性が部屋の中へ同時に入ってきて、相手がまったく同じ服を着ているのを見てびっくりしたというようなことに似てるのじゃないかと思います。そういう状況で女性はそれぞれ相手に対して嫉妬、羨望を感じると同時に、お互いすばらしい趣味を持っていてよかったなど、お互いをほめたたえ合うというようなことに似ているのかもしれません。

なんと申しましても伊藤先生のご意見、あるいは伊藤先生がある程度引用されたと思います三宅先生の意見と私の意見がほとんど同じだということを知りまして、私としては非常に喜んでおるしだいです。この点はまさに政治学というものが非常に国際的になってきているということを表していると思うのです。

私がレイプハルト教授と一緒に編纂しました『選挙法とその政治的影響』というタイトルの本を出しましたときも、私たちは世界中のいろいろな学者からいろんな知識を取り込んだわけであります。『選挙法とその政治的影響』という、この本には世界各国の学者が寄稿しておりまして、たとえばイギリス、オランダあるいはアイルランド、アメリカ、イタリア、スペイン、日本というような各国の学者による研究が入っているわけです。

ここでわれわれ、つまり私と伊藤先生が行っております討論のルーツを探ってみますと、それはずっと時代を遡ってギリシア、あるいはローマの理論家、あるいはフランス、アメリカ、ドイツ、その他の各国の思想家たちの考えに遡ることができるわけです。

私のきょうの話は三つの観点と九つの問題点というものから成り立っています。そして、九つの問題点は四つの皮肉と五つの結論というものから成り立っています。きょう、ここへ来るまでは四つの結論を話そうと思っておったのですが、こちらに来まして、この会場に入る前に伊藤先生といろいろ話をしているときに、いろんな一致点を見出して、非常に喜んで、そしてその話の中からもう一つの結論を私は引き出しましたので、ここにそれを付け加えて五つの結論としたいと思います。

ここで三つの観点を説明しますと、一つはのモデル、これは抽選によって選ばれたアテネの陪審員というものが代表だと思いますが、そういう観点。第2の観点はポピュリスト・モデル、いわゆる市民代表というような観点でありまして、これは選挙民の意思を代議員が忠実に反映しなければならないという考え方。そして第3の観点というのは、ルソー的な考え方と申しますか、議員あるいは代表者は一般市民の一般意思と申しますか、そういうものを探し当てて、それを代表しなければならないという考え方であります。この三つの、つまり代表制に関する三つの考え方というものは、これから述べます九つの質問というものを導き出すというように考えております。

アテネ陪審員の考え方といいますものは、選ぶことの公平さと、それから比例制というものを問題にするわけであります。ポピュリスト・モデルという考え方は、選挙民によって選ばれた議員たちを、選んだ人たちの意思に従うようにさせるという点に重点が置かれているということができます。第3のルソー的な観点というものは、むしろ議員たちのパフォーマンスと申しますか、議員たちの仕事の仕方というものに焦点を当てるわけであります。

で、この三つの観点全体にわたって言えるもう一つの問題点というのは、いわゆる正しい選挙ということでありまして、つまり自由でそして威嚇などのない選挙ということになるわけです。

伊藤先生がすでに私の考えております九つの問題というものについて、ほとんど言及されませんでしたので、私といたしましては、この九つの問題点を非常に簡略化して述べたいと思います。それにもかかわらず、私としましては一つの問題、つまり第9番目の問題に焦点を当てて少しくわしく見てみたいと思います。というのは、9番というのは、日本とアメリカ、どちらでもマジックナンバーと呼ばれているようでありますから…。

私は八つの質問をすることができたわけですが、九つの問題を用意しましたのは、野球にも便利だと思ったからであります。この九つの問題点というものを、野球のゲームに当てはめて

明しますと、一つは鏡によって選ばれたアーテネルソードだと思いますが、それはポピュリスト・モデルのような観点であり、意思を代議員が忠実にという考え方。そしてルソー的な考え方と申す代表者は一般市民の一つのものを探し当たるべならぬという考え方の、つまり代表制に関するものは、これから述べるのを導き出すというよ

といいますものは、選から比例制というものです。ポピュリスト・選挙民によって選ばれたたちの意思に従うようが置かれているというルソー的な観点というのパフォーマンスと申すの仕方というものになります。体にわたって言えるものは、いわゆる正しい選て、つまり自由でそういうことになるわけ

考えております九つのほとんど言及されましては、この九つの問べたいと思います。しましては一つの間に焦点を当てて少しいます。というのは、アメリカ、どちらでもれているようあります。

ことができたわけですましたのは、野球にもります。この九つの問のゲームに当てはめて

みますと、それぞれの問題に関しましてどのピッチャーが一番いいか、どのセンターが一番優秀か、というようなことを討論するということになるような気がします。野球のチームに例えますと、あるチームはよりすぐれたピッチャーを持っているというような場合があるかもしませんが、ただそれだけで、その野球チームがより強いとは必ずしも言えないのではないかでしょうか。それよりもむしろ大事なのは、各部署といいますか、九人の選手がうまく統一されて、全体として力を發揮するというのが一番大事なのではないでしょうか。

選挙制度を比較して、どちらがよい制度だと言ふことは非常に難しいわけでありまして、たとえば日本の制度とアメリカの制度と比べてみましても、われわれが言えることは、どっちのチームがピッチャーはいいと、あるいはファーストがいいとかは言えます。けれども、全体としてどっちがいいと言うことはなかなか難しいのではないかでしょうか。

それでは、これから私が先ほど述べました四つの皮肉というものをご説明したとい思います。

第1の皮肉と申しますのは、日本では中選挙区制を改革して小選挙区制を持ち込もうとしているわけですが、アメリカにおきましては、逆に小選挙区制からむしろ比例代表制へ、あるいは小選挙区制からセミ比例代表制と申しますか、準比例代表制のやり方へと改革しようとしている傾向があるという皮肉でございます。日本で行われております中選挙区制というものは、アメリカ、とくにアメリカの地方選挙におきましてはしだいに取り入られてきているということができると思います。とくに、アラバマ、ノースカロライナ、そしてジョージア州におきまして実現されているということができます。

このような中選挙区制のやり方というものは、アメリカでとくに人種的な少数民族の代表に関する解決策、とくにアフリカ系やスペイン系の少数民族に対する解決策として、とくに1965年の投票権法というものに連れて実現されてきたわけであります。アメリカにおきましては、選挙における投票というのは、大体人種

的、民族的なグループ、少数民族のグループごとになされる傾向が強いわけであります、そういう意味でこのやり方、つまり中選挙区制というものは、そういう人種的な少数派、少数民族が少なくとも1人の代表を地域から送り出すというのには、非常によいやり方として使われてきたということであります。

実際、私は一度法廷で証言したことがございまして、その事件と申しますのは、アメリカ連邦政府とジョージア州オーガスタ市の地方政府との間の事件でございまして、そこでは地方選挙、つまり市の選挙、オーガスタの市会議員選挙に中選挙区制を採用することを進めておったわけですが、そこで私は証言台に立ったことがございます。言い換えますと、日本はその選挙制度をもっとアメリカのように改革しようとしているわけですが、逆にアメリカでは、少なくともアメリカの地方レベルでは、選挙制度をもっと日本のようなものにしようと改革しているということが言えると思います。

第2の皮肉というのは、日本における改革提唱者たちは、この小選挙区制度を導入することによって、政党の役割というものを強めようと、あるいは政策に基づいた選挙、政策に基づいた競争というものを強めようと、あるいは候補者個人に基づいた、あるいは非常に地域的に狭い見の、いわゆる利益誘導政治というものをなくそうという目的を持ってこれを提唱しているわけであります。

また、同時に言えることは、アメリカにおける研究者たち、たとえばイェール大学のデヴィッド・マイヒューとか、ハーバードのモーリス・フィオリナなどが言っていることは、次のようなことであります、すなわちアメリカにおける小選挙区制から選ばれた議員たちというものは、必ずしも彼らの政策的な立場とか、彼らの政党所属というようなものによって、選挙に勝っているのではないということ。そしてまた、第2の点としまして、現職議員が何度も再選されることが多いということ。しかも、その現職議員が再選されるということは、彼らのいわゆる政策議論によってではなくて、もっと個人的な世話活動のようなものによって、選挙に勝ってきているということがいえると思いま

す。

日本におきましても、あるいはアメリカにおきましても、同様に政治家たちが選挙民に対するサービスというものに非常に注意を払っているということがいえるのではないでしょか。若田教授が1985年の論文で言っておりますように、アメリカにおきましては、必ずしもそういう選挙民に対するサービス活動というものは、特定の選挙民の個人的な支持、忠誠というものを得るわけではないでありますけれども、むしろそういうサービス活動というものは、選挙民全般に対する名声と申しますか、評判を高めるという働きをしているということはできます。

したがって、現在の中選挙区制から小選挙区制に変えることによって、日本の国会議員たちの、いわゆる地域利益優先志向と申しますか、そういう考え方をなくそうというのはあまりにも楽観的な考え方ではないでしょうか。一般的に言いまして、議員たちが選挙民にサービスする、そういう活動に非常に力を入れるという傾向は、全世界的に広がっていると言うことができるのでありますて、たとえば、イギリスにおきましてもそういうことが言える。イギリスというような政党が強いとされているところでもこういうことが起こっている。これはブルース・ケイン、ジョン・フェアジョン、モーリス・フィオリナの書きました『個人票』といいますか、『パーソナル・ボート』という本にも明らかです。

日本における選挙制度の改革者たちは、改革によっていわゆる金権政治というものを押さえようと、そして、非合法的な政治資金というものをもっと規制していくというように考えているわけでありますけれども、同時にアメリカにおきましては、政治改革者たちは最近の選挙資金規制法の影響というものを強く受けているということができると思います。アメリカにおける改革というものは、政治活動委員会(PAC)、そういう団体が輩出するという状況を生み出したのでありますて、それは個人的な選挙政治資金というものをある程度制限しましたけれども、金権政治という意味では以前と同様、あるいは以前にも増して悪い状況が出てきたと

言えるのではないかでしょうか。

第4番目の皮肉というのは次のようなものであります。日本の選挙制度改革者たちは、小選挙区制の議席をふやすことによって、政党の力というものをもっと強めようとしているわけでありますけれども、逆にアメリカの下院議院におきましては、この結果として民主党が非常に確固とした地位を築いてしまったということができます。

それでは、これから五つの結論のうちの最後のものを紹介したいと思います。その結論と申しますのは、どの選挙制度が一番いいかということは非常に難しいということであります。ある一つの制度がすべてを満足させるということは不可能なであります。選挙制度改革の影響というものを理解するためにはその選挙制度が導入される国の政治制度全般というものをまず理解しなければならないと思います。紙の上では同じような制度が存在するといったとしても、実際にその制度が同じように働いているかどうかということは別問題でありますて、若田教授の論文でも述べておりますように、たとえば日本における常任委員会の制度というものは、アメリカ議会の常任委員会制度を取り入れたものとされています。けれども、実際の運営に関しましては、二つの制度は非常に違ったように運営されているわけであります。

またあらゆる選挙制度というものが試されたとしても、それは常に予期できない結果というものをもたらすことがしばしばなのであります。もし、われわれが制度の一部分を改正したといったとしても、その制度で働いておる行為者、議員たちは彼らのやり方を新しい制度に適応するように行動するのでありますて、そういうかたちで改革された制度というものは、實際には大した変化をもたらさなくて、以前のような状況が続くということが實際には起こるわけであります。

選挙制度の改革というものは、二つの観点から見ることができます。一つは批判的な観点からどちらがよいかということを考えるわけでありますけれども、もう一つの観点は、もっと現実的な観点と申しますか、いったいだれがどういう得をするのかということでありま

うか。

のは次のようなもので制度改革者たちは、小選とによって、政党の力ようとしているわけアメリカの下院議院として民主党が非常にしまったということが

つの結論のうちの最後います。その結論と申度が一番いいかということあります。あ満足させるということ。選挙制度改革の影響めにはその選挙制度が全般というものをまずと思います。紙の上で生するといたしましてじように働いているか題でありまして、若田りますように、たとえ会の制度というものの委員会制度を取り入れけれども、実際の運営制度は非常に違ったよであります。

というものが試されたに予期できない結果とがしばしばなのであり制度的一部分を改正し制度で働いておる行り方を新しい制度にでありまして、そう度というものは、実さなくて、以前のよとが実際には起こるわ

ものは、二つの観点かいます。一つは批判的かということを考えるもう一つの観点は、しますか、いったいだかということがありま

す。この二つの観点というのは、私がこの会議の始まる前に伊藤先生とちょっとお話ししたときに出てきた観点なのでありますけれども、この批判的な観点と現実的な観点というものは、金然違った制度の見方というものをもたらすわけあります。選挙制度の改革というようなものは、改革という名目で提案されるわけですが、実際問題としてそこで問題になっているのは、それによってだれが勝ち、だれが負けるかという問題なのであります。

それでは、そろそろ時間もまいりましたので、結論に入りたいと思うのでありますけれども、一つの比喩と申しますか、例え話をしてみたいと思います。たとえば、あなたがトヨタの自動車を買う。そして、パンクしていた、あるいは故障する。そうしましても、あなたはトヨタの車を買いかえてしまうということをせずに、まず悪い部分を取りかえるということをするはずであります。トヨタが故障したからといってその車を前の部分がアメリカでつくられたフォードで、後ろ半分がイタリアでつくられたフィアットというような、中途半端な自動車に買いかえるということはまさかされないと思います。とくに、この車の前半分のアメリカ車と後ろ半分のイタリアのフィアットというものが、うまく継ぎ合わないような場合には、なおさらこれはよくないと思います。

もし1票の格差が出てきたということが、いまの日本で問題になるのでありましたら、現在のシステムの中で1票の重さの格差を是正するということを考えるのが、まず第一ではないでしょうか。もしあまりにもたくさんの少数政党が乱立し過ぎる状況が問題だというのであれば、現在の中選挙区制において、4人区、5人区というような大きな選挙区をできるだけなくして、むしろ2人区というような、やや小さい目の中選挙区をふやす。これは私の同僚のターガペラが1984年の論文で述べたことでありますけれども、そういう方向をとることができます。1989年の参議院選挙で、2人選挙区というものを見てみると、大体2人選挙区におきましては、自民党と社会党が選ばれているというようにみることができます。

もし問題が金権政治であるならば、これはど

うしたらいいか私にはちょっとわかりません。もし問題が選挙の自由さというもの、たとえば選挙活動を制限しているいろいろな制約的な規則をもっと開放的なものにするという問題でありましたら、これは選挙制度そのものを変えずに、直接この問題だけを取りあげて解決することができます。

それでは非常に時間をとりまして申しわけないと思うしだいですが、これで一応報告を終わりたいと思います。

配布資料

"Evaluative Aspects of Representation: Classic Western Political Theory and Contemporary U. S. Political Science Compared and Contrasted"

My introductory remarks focus on four ironies about electoral reform in the U. S. and Japan. First, as Japanese reformers seek to do away with S. N. T. V., reformers in the U. S. are advocating it as a means for racial and ethnic minority representation. Second, as Japanese reformers seek to strengthen the policy basis of party competition and reduce constituency-based parochialism and pork-barrel politics, in the U. S. we see a rise in a constituency-service orientation among legislators. Third, as Japanese reformers are emphasizing the need to reduce the importance of money in politics, U. S. reformers are trying to un-reform their earlier campaign finance reforms, because those reforms had a number of unintended consequences and did not do what they were supposed to do. Fourth, as likelihood Japanese reformers seek to ensure increased of change of party control, the single-member district U. S. House of Representatives seems firmly and irrevocably in the hands of the Democrats.

After these introductory remarks, we turn to a discussion of three fundamentally different notions of representation:

- (1) the mirror model,
- (2) the delegate model, and
- (3) the Rousseauian model of the legislature as an embodiment of the "general will", and we discuss the types of normative criteria for evaluating the fairness and effectiveness of representation that each of these models gives rise to.

"Nine Normative Questions about Representation"

- (1) Are legislators as a group descriptively representative of the *socio-economic* attributes of the voters?
- (2) Do legislators as a group hold *views* that are representative of (a mirror of) the *full range* of interests and preferences of the voters?
- (3) Do the rules for apportioning seats to *geographic areas* satisfy the "equal population" standard?
- (4) Are political *parties* treated fairly in terms of the *proportionality* of their representation and/or in terms of *absence of bias*?
- (5) Are *individual* legislators responsive to the *views of their own constituency*?
- (6) Are *legislators serving the public interest*, or are they concerned with particularistic and parochial interests of those of factions?
- (7) Are voters able to use their votes to make an effective choice between competing clearly defined public policies and visions of the public interest?
- (8) Do elected officials *perform* effectively to promote national interests, social welfare, and economic growth?
- (9) Are there honest elections, with secret ballots, free of voter intimidation or bribery, with adult suffrage, and genuine political competition?

司会 それではこの辺で10分間休憩をさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、ご討論をいただくわけなんですが、皆さんとも相談をいたしました、これから的时间、討論の時間と質疑応答の時間を区切らないで、そのまま一括して質疑の時間に入りたいと思います。

司会 では、お2人の先生のご討論を含めて、質疑の内容という方面に進ませていただきたいと思います。

それでは三宅先生からよろしくお願ひいたします。

コメント 1

三宅 一郎

神戸大学の三宅です。先ほど伊藤さんから私の本の紹介をしていただきましてたいへん光榮でございます。これにつきましては、異議のある方がたぶんこの中にいらっしゃると思います。私があの本で主張いたしましたのは、選挙制度は、政治のシステムと密接に関係しているということで、伊藤さんのレジュメの第6「選挙制度と民主主義モデル」とありますように、選挙制度と民主主義モデルとは結びついているものですから、現在のような選挙制度審議会でこういう問題を議論して、日本のるべき民主主義モデルを決めるのは、いささか僭越ではございませんかということなんです。といいましても、まったく改正しなくていいかというとそうではありませんで、改正について二つの状況が考えられます。一つは先ほどもグロフマンさんがいっておられたコンテクストですね。同じ制度でも政治的、文化的コンテクストによっていろいろな問題が出ていると。そのコンテクストで問題になっていることを解決するのに、選挙制度改正が必要であるならば、その部分についてだけ改正すればいいのです。

それからもう一つは、技術的な問題として、中選挙区制は技術的な欠点、短所をもっている。伊藤さんのレジュメの2ページ目に載っていないんですけども、短所としまして、ここに挙げられていることのほかにオーバーリプレゼンテーションの問題とか、アンダープレゼンテーションの問題があります。つまり、候補者数に結果が依存しているという問題ですね。候補者をたくさん立てすぎると票は多くとれるが共倒れの危険性があり、少なく立てるに損をする。それともう一つは、一つの政党から複数の候補者を立てる場合、片方に票が集中すると2人とも通るはずなのに通らない。こういう技術的な問題がありますが、これはたいへん大きな問題です。つまり、プロポーショナリティの問題、しかも純粋の1対1対応のプロポーショナリティの原則をゆるめるとしても、シンメトリーといいますか、プロポーショナリティでない